

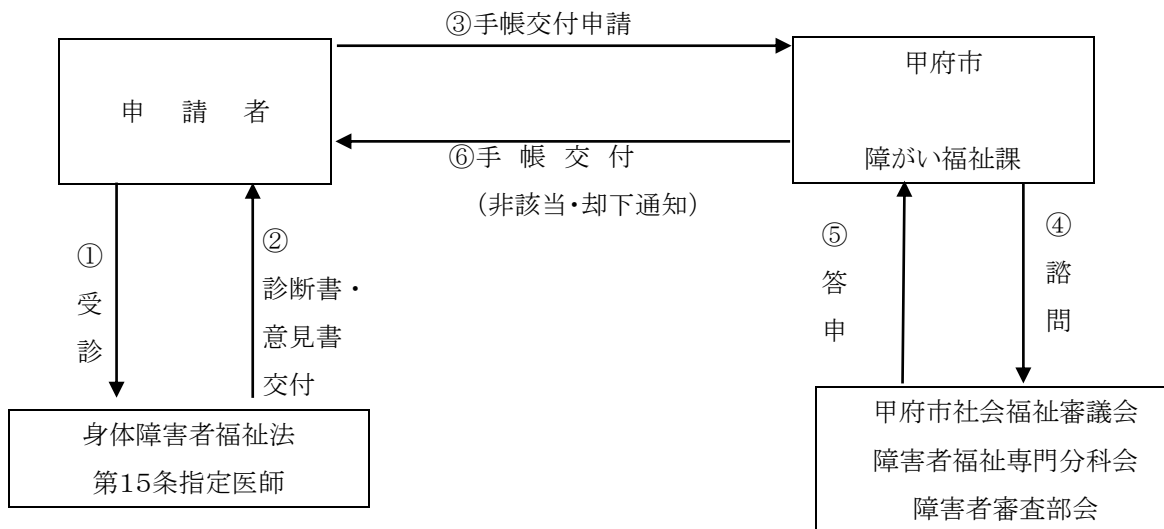
# 1 交付申請と交付事務の流れ

身体に障がいのある者は、身体障害者福祉法(以下「法」という。)第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、甲府市に身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を申請することができます。なお、本人が15歳未満のときは、その保護者が代わって申請することとなっています。

市長は、申請に基づいて審査し、その障がいが法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付し、該当しないと認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならず、市長は、その障がいが法別表に該当しない場合や、甲府市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)での継続審査が必要であると判断した場合は、審議会へ諮問を行います。

なお、手帳の交付にあたっては、必要に応じて再認定を実施しております。再認定にあたっては、将来「診査」を受けることが必要となります。

手帳交付事務の流れは、おおむね以下のとおりです。



## ※ 申請者の提出書類

身体障害者手帳交付申請書付表	1通
身体障害者手帳交付申請書	1通
指定医師の診断書・意見書	1通
写真(たて4cm よこ3cm)	2枚

## ※ 提出先 甲府市福祉保健部障がい福祉課

## ※ 審議会への諮問理由

- ・ 認定基準と診断書の記載内容の相違のため甲府市社会福祉審議会での継続審査が必要なため
- ・ 障がいが永続する状態であるかの社会福祉審議会での継続審査が必要なため
- ・ 診断医の意見等級が「7級」又は「該当しない」と記載されているため
- ・ その他市長が必要と認めた場合